

桐生市地震防災マップ (地域の危険度マップ)

地域の危険度マップとは?

地域の危険度マップとは、太田断層で想定される震度の揺れになった場合の建物被害がどの程度生じるかを、建物の構造(木造・非木造)と築年データを考慮して、250mメッシュごとに全壊する建物の割合を危険度として表示したものです。想定地震では桐生市で約900棟の全壊が想定されました。

凡 例	
危険度	揺れによる建物全壊率
低い ↓	なし
0%より大1%未満	○ 市役所
1%以上2%未満	○ 支所
2%以上5%未満	○ 指定避難所
5%以上10%未満	● は指定緊急避難場所(地震)にも指定
10%以上20%未満	緊急輸送道路
20%以上	—— 第1次緊急輸送道路 —— 第2次緊急輸送道路 —— 市指定路線

マップ利用方法・趣旨

桐生市では、地震が起きた時の地盤の揺れやすさや、地域の危険度(建物全壊率)、液状化危険度を示した3種類の地震防災マップを作成しました。震災時に市民の生命や財産を守るために、建物の耐震化が極めて重要です。これらのマップにより自宅や学校・職場、よく行く施設や場所及びその周辺の安全性を確認していただき、建物の耐震化や家具の転倒防止など、日頃からの備えにお役立てください。

なお、本マップは地域の危険度(建物全壊率)を示したものです。

木造住宅の耐震診断について

○木造住宅の耐震診断

主に3つのチェックポイントがあるといわれています。

1. 新耐震基準(昭和56年施行)に基づき設計されているか。
2. 住宅が過去に大きな災害を経験したことがあるか。
3. 住宅の構造や形、偏って大きな窓がたくさんある等、耐震に係る基本的な住宅の性質に問題がないか。

耐震性の診断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状がなくても耐震診断を受けることが大切です。

○木造住宅の耐震診断を行うには

桐生市では、震災時における人的・物的被害を軽減するために、新耐震基準施行(昭和56年)以前に建てられた木造住宅の所有者に対して、耐震化を促進するための情報提供等を進め、安心して耐震診断を行えるよう支援しています。

問合せ先:桐生市建築指導課 TEL:0277-46-1111(代表)

